

野外焼却(野焼き)の禁止

■「近所で野焼きをしていて、煙や悪臭で大変迷惑をしています。」という苦情が数多く寄せられています。野焼き行為は、原則的に法律で禁止されています。

野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することで、次の様なことが該当します。

- ・庭に置いたドラム缶や空き地でごみを焼却すること
- ・ブロックで囲んだ場所でごみを焼却すること
- ・許可基準を満たしていない焼却炉でごみを焼却すること
- ・道路、河川等の空き地でごみを焼却すること

■ごみを燃やすと臭いが洗濯物についたり、悪臭により気分が悪くなったり、煙が部屋に入るので窓を開けられないなどの弊害が生じ近隣住民とのトラブルや、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる原因にもなるといわれております。

■「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）により、廃棄物の野外焼却（野焼き）は一部の例外を除き禁止されています。

また、構造基準を満たしていない焼却炉も、不完全燃焼を起こしやすくダイオキシン類が発生するため使用できません。

＜廃棄物処理法（抜粋）＞

第16条の2（焼却の禁止）

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ①廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合
- ②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

政令（焼却禁止の例外）

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理のために伐採した草木等の焼却
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策 火災予防訓練等
3	風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松、護摩木等」を焚くことや地域行事における廃棄物の焼却
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却	焼畑、畦の草及び下草の焼却 害虫駆除のための焼却
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	暖をとるためのたき火や落ち葉たき、キャンプファイヤー

第25条第15号（罰則）

違反した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

■野外焼却の例外とされているこれらの行為において、大量の煙や臭いが発生すれば、悪臭や煙害などで近隣住民に迷惑となる場合は指導の対象となりますので、周囲に迷惑をかけないように、天候や風向きなどに十分注意を払って作業してください。

尚、雑草等は可燃ゴミ収集日に出すなど、できるだけ野焼きを行わないよう御協力をお願いします。

問合せ先：和泉市役所 環境産業部環境政策室環境保全担当
直通（0725-99-8121）